

免税軽油の使用に当たっての重要事項確認書

- 1 免税軽油の購入及び使用の実績については、正確に記録し、報告期限までに「免税軽油の引取り等に係る報告書」を提出しなければならない。
- 2 有効期間を経過した免税軽油使用者証及び免税証は、必ず返納しなければならない。
(免税軽油は免税証の有効期間内に引取を行わなければならない。)
- 3 免税証は他人に譲り渡し又は他人から譲り受けてはならない。
なお、免税証は、免税軽油の引取りと引換えに当該免税軽油の引取りを行った販売業者へ提出しなければならないことから、免税軽油使用者自らが免税証の管理及び保管を行わなければならない。
- 4 免税軽油を譲渡する場合は、あらかじめ免税軽油譲渡届出書を提出し、その承認を受けなければならない。また、他人から譲渡承認のない免税軽油を譲り受けてはならない。
- 5 免税軽油使用者証の記載内容に変更が生じた場合は、直ちに、免税軽油使用者証書換申請書を提出しなければならない。
- 6 免税軽油を免税用途以外に消費した場合、又は他人に譲渡（無償を含む。）した場合（例：船舶等の登録免税機械の売却・貸与等）は、消費又は譲渡した日から30日以内に申告納付しなければならない。
- 7 免税に係る事業の廃止、許可等の取消又は免税に係る事業の許可書等の更新を受けた場合には、直ちに、免税軽油使用者証及び免税証の返納又は更新を受けた旨の届出をしなければならない。
- 8 免税軽油使用者が国税又は地方税の滞納処分を受け（免税軽油使用者が法人の場合は当該法人の役員を含む。）、その日から起算して二年を経過していない場合は、免税軽油使用者証及び免税証の交付を受けることができない。
- 9 免税軽油使用者証交付申請書、免税証交付申請書等、免税軽油に係る書類の作成については、税理士又は税理士法人に依頼する場合を除き、本人が作成しなければならない。
《根拠》税理士法第2条、第52条、第59条

上記の内容について説明を受け、確認し、本重要事項確認書を受領しました。

上記1～9の一つでも反した場合は、免税軽油使用者証及び免税証の交付を受けることができなくなる場合があるほか、刑罰の対象になり得ることを了解しました。

説明担当者 職・氏名

県税事務所長 様

年 月 日

免税軽油使用者証番号 第 号

氏名又は名称

所又は所在地